

令和 6 年第 1 回定例会議案説明資料

(補正予算案)

- 1 議案第 2 号 令和 5 年度千葉市一般会計補正予算（第 9 号）中所管
- (1) 指定管理施設における光熱費高騰対応 …………… P 2
- (2) 戸籍振り仮名記載に係るシステム改修 …………… P 4

(条例議案)

- 1 議案第 3 5 号 千葉市犯罪被害者等支援条例の制定について …………… P 5
- 2 議案第 3 6 号 千葉市暴力団排除条例の一部改正について …………… P 10

**【議案第2号】**

**令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管  
（指定管理施設における光熱費高騰対応）**

補正予算書 P24

**1 補正理由**

指定管理施設の安定した施設運営のため、指定管理者に対し、光熱費高騰に対する支援を実施する。

**2 補正予算額**

60,457千円 【財源】一般財源

**3 補正の概要**

**（1）支援対象者**

光熱費の上昇により、令和5年度の管理運営費に「収支不足」が発生している施設の指定管理者

全25施設

（コミュニティセンター、若葉文化ホール、美術館、市民ギャラリー・いなげ、こてはし温水プール、千葉ポートアリーナ、スポーツ施設）

**（2）支援内容**

以下のいずれか少ない額に相当する額について支援金を支払う

①管理運営業務における光熱費計画額と支出額の差額

②管理運営業務収支における収支不足額

**4 今後の予定**

令和6年3月～ 支援金の申請受付及び支払い

## 対象施設及び補正額内訳

(単位)千円

対象施設	施設数	補正額
蘇我コミュニティセンター (ハーモニープラザ分館を含む。)	10	62
畑コミュニティセンター		623
幕張コミュニティセンター		897
穴川コミュニティセンター		50
長沼コミュニティセンター		1,102
都賀コミュニティセンター		514
土気あすみが丘プラザ		610
鎌取コミュニティセンター		6,182
高洲コミュニティセンター		1,420
真砂コミュニティセンター		1,854
千城台コミュニティセンター 若葉文化ホール ※	2	7,818
美術館 市民ギャラリー・いなげ ※	2	22,243
こてはし温水プール	1	4,173
千葉ポートアリーナ	1	11,103
高洲スポーツセンター 北谷津温水プール みつわ台体育館 武道館 宮野木スポーツセンター ※ 古市場体育館 相撲場 磯辺スポーツセンター 中田スポーツセンター	9	1,806
合計	25	60,457

※同一の指定管理者による一括管理のため、まとめて算定している。

**【議案第2号】**

**令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管  
（戸籍振り仮名記載に係るシステム改修）**

補正予算書 P20、26

**1 補正理由**

令和5年6月に戸籍法の改正を含む「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、令和7年度以降、戸籍や住民票等に氏名の振り仮名を追加することとなった。

これに伴い、国の令和5年度予算において、制度導入に必要な市区町村のシステム改修費用について補助金が措置され、本市においても当該補助金を活用してシステム改修を実施する必要があることから、補正予算を計上するものである。

**2 補正予算額**

80,558千円（全額国庫補助）

**【内訳】**

戸籍情報システム等改修	26,150千円
住民記録システム等改修	54,408千円

※令和5年度に補助金交付決定されるが、令和6年度にシステム改修を実施するため、繰越明許費を追加する。

**3 システム改修の概要**

振り仮名を戸籍情報システム等の項目に追加するとともに、戸籍や住民票等の証明書へ記載するようにする。

また、その情報を各システム間で連携する仕組みの構築を行う。

**4 今後のスケジュール（案）**

令和6年4月～令和7年3月	システム改修
令和7年5月（予定）～	法施行（通知書発送・届出受付開始）
令和8年5月（予定）～	振り仮名全件登録

**【議案第35号】**

**千葉市犯罪被害者等支援条例の制定について**

議案書 P131～135

**1 条例制定の趣旨**

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、犯罪被害者等支援条例を制定する。

**2 背景**

千葉県

- ・ R3.4 犯罪被害者等支援条例施行
  - ・ R4.3 犯罪被害者等支援推進計画策定  
市町村を、「総合的対応窓口」「各種手続」「各種施策実施」の主体に位置づける
- ※国においても、犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討を行っている

**3 条例の主な内容**

**(1) 基本理念**

- ・ 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分に配慮して行われるものとする。
- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、地域社会で安心して暮らすことができるよう、再び平穏な生活を営むことができるまでの間、適切に途切れることなく行われるものとする。
- ・ 迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとするものとする。
- ・ 二次被害及び再被害の発生の防止に十分に配慮して行われるものとする。
- ・ 市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるものとする。

## (2) 市、市民等、事業者の責務

市	関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する
市民等	犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせ、及び犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう十分に配慮し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努める
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせないよう十分に配慮し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努める</li><li>・ 犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について十分に配慮するよう努める</li></ul>

## (3) 犯罪被害者等に対する主な支援の取組み

相談及び情報の提供等	犯罪等に起因して直面する様々な問題について、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うための相談窓口の設置
見舞金の支給	精神的又は身体的な苦痛を慰しやすするため見舞金を支給
日常生活等の支援	地域社会で安心して暮らすことができるようにするため、家事に係る支援、転居に要する費用を助成

## 4 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

千葉県犯罪被害者等支援条例

(目的)

**第1条** この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらに準ずると市長が認める者であって、本市に住所を有するものをいう。
- (3) 市民等 本市に住所を有し、通勤し、若しくは通学する者又は本市で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 本市において犯罪被害者等を雇用する者その他の本市で事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関等 国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定に基づき、千葉県公安委員会から指定を受け、本市において犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「早期援助団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われるひぼう中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

**第3条** 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分に配慮して行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができるよう、再び平穏な生活を営むことができるまでの間、適切に途切れることなく行われるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとするものとする。
- 4 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止に十分に配慮して行われる

ものとする。

- 5 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるものとする。

**(市の責務)**

**第4条** 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

**(市民等の責務)**

**第5条** 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせ、及び犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう十分に配慮し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

**(事業者の責務)**

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害を生じさせないよう十分に配慮し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

**(相談及び情報の提供等)**

**第7条** 市は、犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができるよう、犯罪等に起因して直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

**(見舞金の支給)**

**第8条** 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的又は身体的な苦痛を慰しやするため、犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、見舞金の支給を行うものとする。

**(日常生活等の支援)**

**第9条** 市は、犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等で市長が認めるものに対し、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 犯罪等により家事等を行うことが困難となった場合に、日常生活を円滑に営むため、家事に係る支援その他必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図るため、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった場合に、雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等による精神的な苦痛を早期に軽減し、及び回復するため、必要な支援を行うこと。

**(本市に住所を有しない犯罪等による被害者の支援)**

**第10条** 市は、本市に住所を有しない者が本市で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

**(市民等及び事業者の理解の促進)**

**第11条** 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう、教育、広報その他必要な施策を講ずるものとする。

**(人材の育成)**

**第12条** 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

**(早期援助団体の支援)**

**第13条** 市は、犯罪被害者等の支援において早期援助団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

**(支援を行わないことができる場合)**

**第14条** 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

**(意見等の反映)**

**第15条** 市は、犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者、市民等、事業者及び関係機関等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

**(委任)**

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【議案第36号】

千葉市暴力団排除条例の一部改正について

議案書 P136～137

1 趣旨

暴力団排除を目的として平成24年10月に制定した暴力団排除条例について、暴力団の排除を更に推進するため、暴力団排除特別強化地域（中央区富士見1丁目・2丁目及び栄町）で規制の対象となる特定接客業者の範囲を拡大するとともに、禁止行為に違反した特定接客業者が自首した場合は刑の減軽又は免除ができるようにする規定を追加するもの。

2 主な内容

(1) 特定接客業者の業種拡大

改正前	改正後
ア 風俗営業	ア 風俗営業
イ 性風俗関連特殊営業	イ 性風俗関連特殊営業
ウ 特定遊興飲食店営業	ウ 特定遊興飲食店営業
エ 接客業務受託営業	エ 接客業務受託営業
オ <u>深夜営業の酒類提供飲食店営業</u>	オ 飲食店営業
	カ 風俗案内営業
	キ 客引き営業
	ク スカウト営業

※ア～エに変更はない。また、左表の「オ 深夜営業の酒類提供飲食店営業」は、右表「オ 飲食店営業」に含まれる。

(2) 自首減免規定の追加

禁止行為（※）に違反した特定接客業者が自首した場合は、刑の減軽又は免除ができるようにするもの。

※ 禁止行為

特定接客業者が、相手方が暴力団員であることを認識して、次のいずれかに該当する行為を禁止するもの

- ア 暴力団員を業務に従事させること
- イ 暴力団員から営業所における用心棒の役務の提供を受けること
- ウ 暴力団員に用心棒の役務の提供を受けることの対償として又は営業を営むことを容認する対償として利益供与をすること

### 3 施行期日

- (1) 特定接客業者の業種拡大

令和6年6月1日

- (2) 自首減免規定の追加

公布の日から（この条例の施行の前にした行為について同日以後に自首した者についても、適用する。）

千葉県暴力団排除条例の改正案

改正前	改正後
<p>○千葉県暴力団排除条例 平成24年6月28日 条例第36号</p> <p>第1条～第15条（略）</p> <p>（暴力団排除特別強化地域）</p> <p>第16条（略）</p> <p><u>2 接客業（その業務に営業所又は当該営業所から派遣された場所において不特定多数の客に接する業務を含む営業をいう。以下同じ。）であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及び深夜（午前零時から日出時午前6時までの時間をいう。）において営業する設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条に規定する飲食店営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第13項第1号に掲げる接待飲食等営業又は同項第2号に掲げる店舗型性風俗特殊営業又は同項第3号に掲げる特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）（以下「特定接客業」という。）に該当するものを営む者（以下「特定接客業者」という。）は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員を客に接する業務に従事させてはならない。</u></p>	<p>○千葉県暴力団排除条例 平成24年6月28日 条例第36号</p> <p>第1条～第15条（略）</p> <p>（暴力団排除特別強化地域）</p> <p>第16条（略）</p> <p><u>2 次に掲げる営業（以下「特定接客業」という。）を営む者（以下「特定接客業者」という。）は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員を業務に従事させてはならない。</u></p> <p><u>（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この項において「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業</u></p> <p><u>（2）風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業</u></p> <p><u>（3）風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業</u></p> <p><u>（4）風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業</u></p> <p><u>（5）設備を設けて客に飲食させる営業（風営法第2条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）</u></p> <p><u>（6）風俗案内（風営法第2条第1項第1号、第6項第1号若しくは第2号又は第7項第1号に掲げる営業に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、有償又は無償で、当該情報を提供することをいう。以下この号において同じ。）を行うための施設を設けて、当該施設において、風俗案内を行う営業</u></p>

<p>3・4 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 相手方が暴力団員であることの情を知って、第16条第2項から第4項までの規定に違反した者</p> <p>(2) 暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、<u>客に接する</u>業務に従事し、その営業所における用心棒の役務を提供し、又は第16条第4項に規定する利益供与を受けた暴力団員</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(両罰規定)</p> <p>第19条 法人(法人でない団体で代表者又は</p>	<p><u>(7) 道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業(前各号のいずれかに該当するものを除く。)</u></p> <p><u>ア 前各号のいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。</u></p> <p><u>イ 前各号のいずれかに該当する営業に関し、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。</u></p> <p><u>ウ 前各号のいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。</u></p> <p><u>エ 写真又は映像の被写体となる役務であつて、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 相手方が暴力団員であることの情を知って、第16条第2項から第4項までの規定に違反した者</p> <p>(2) 暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、業務に従事し、その営業所における用心棒の役務を提供し、又は第16条第4項に規定する利益供与を受けた暴力団員</p> <p><u>2 前項第1号の罪を犯した者が自首した場合には、その刑を減輕し、又は免除することができる。</u></p> <p>(両罰規定)</p> <p>第19条 法人(法人でない団体で代表者又は</p>
--	---

<p>管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、<u>同条</u>の罰金刑を科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前条第1項</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、<u>同項</u>の罰金刑を科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則 (略)</p>
--	---

附 則

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。ただし、第18条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第18条第2項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前にした行為について同日以後に自首した者についても、適用する。